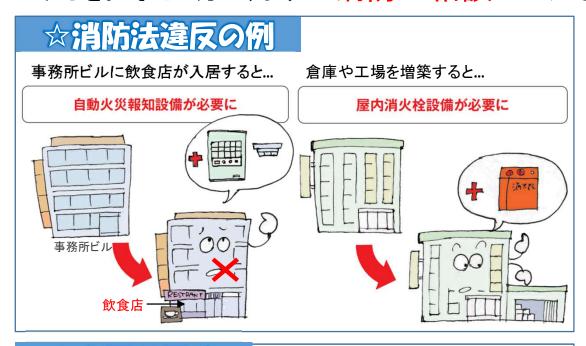
富士市消防本部からのお知らせ

细多邻。肾压消防选道反压剂

テナントの入居や事務所や工場の増改築により、知らない間に消防法違反となっている場合があります。 これらをお考えの方は、まずは 消防に相談 してください。



☆必要な届出

店舗や事務所等を新たに始める場合、「防火対象物使用開始届出書」を使用開始する7日前までに消防へ届け出る必要があります。



☆消防法に違反した場合

①違反建物を公表します

消防本部ホームページに建物の 違反情報を掲載し、建物の危険性 をお知らせする場合があります。



②行政処分の対象となります

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

消防への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客様や従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます。

お問合せ 富士市消防本部予防課

TEL:0545-55-2859